（削る）

3　空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項において同じ。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること。

二　空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港計画官の所掌に属するものを除く。）。

4・5　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～15　（略）

16　飛行検査センターに、所長、飛行検査官三十七人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。

17～22　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十七人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十七号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（上下水道研究官） **第三十四条**　上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2　上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（浄水処理・水道防災システム研究官の所掌に属するものを除く。）を整理する。 （浄水処理・水道防災システム研究官） **第三十四条の二**　上下水道研究部に、浄水処理・水道防災システム研究官一人を置く。 2　浄水処理・水道防災システム研究官は、浄水処理の高度化並びに水道の災害対策の総合化及び高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。	（上下水道研究官） **第三十四条**　上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。 2　上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。 （新設）

3　大都市圏空港調査室に、室長を置く。

4　空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項において同じ。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること（空港インフラ連携調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港調査室及び空港脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）。

5・6　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～15　（略）

16　飛行検査センターに、所長、飛行検査官三十八人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。

17～22　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十三人以内を置く。

2　（略）